

監査報告書

令和6年5月24日

学校法人みえ大橋学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人みえ大橋学園

監事 清水 俊行

監事 加藤 美穂子

私たちは、学校法人みえ大橋学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第8条の規定に基づき、令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の財産目録及び計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書)を含め、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないこと認める。

以上